

| | | |
|---------------------|---|-----------------------|
| ①事業名 | 【36】教員養成・免許制度改革推進事業 | |
| ②主管課及び関係課(課長名) | 初等中等教育局教職員課(課長: 大木高仁) | |
| ③施策目標及び達成目標 | 2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保 2-7-1 教員免許更新制が円滑に導入できるよう、すべての都道府県の体制を整備する。 | |
| ④事業の概要 | 免許更新制導入に向けての教員免許に関する基礎的な調査及び全国的な教員免許管理システムの研究等を行い、さらに現職教員等の教員免許状所持者や教育委員会、課程認定大学等をはじめとして、広く国民に対し教員免許制度改革の趣旨を周知し理解を図ることで、教員免許更新制をはじめとする教員養成・免許制度改革の円滑な実施を目指すものである。 | |
| ⑤予算額及び事業開始年度 | 平成19年度概算要求額: 269百万円 事業開始年度: 平成19年度 | |
| ⑥広報計画 | 現職教員等の教員免許状所持者や教育委員会、課程認定大学等に対し、免許更新制の趣旨を理解してもらうとともに、広く国民に対して免許更新制等を含む教員養成・免許制度改革の趣旨等を理解してもらうことを目的とし、各地で説明会の開催やリーフレットの配布等を通し幅広く広報活動を行う。 また、制度導入後、円滑に実施されるよう、教育委員会の教員免許事務担当者や課程認定大学の事務担当者に対しても、連絡協議会等を通して免許更新制の趣旨や具体的な事務手続等の周知を図る。 | |
| ⑦事業開始時において得ようとした効果 | 〔拡充事業の場合のみ記入〕 | |
| ⑧得られた効果 | 〔拡充事業の場合のみ記入〕 | |
| ⑨得ようとする効果及び上位目標との関係 | 【得ようとする効果】 教員免許状の授与権者である全国47都道府県において、教員免許更新制の導入が円滑に図れるよう事務体制を整備する。 | ⑩達成年度 |
| | 【上位基本目標・達成目標との関係】 本事業を達成し、全国すべての都道府県で教員免許更新制が円滑に導入されることにより、「魅力ある優れた教員の養成・確保」という目標に結びつくものと考えられる。 | 教員養成・免許制度改革の動向を見ながら検討 |
| ⑪必要性 | 施策目標2-7の目的を達成するためには、平成18年7月11日の中教審答申で提言されている教員免許更新制の導入等の教員免許制度改革について、その中心的な実施主体である都道府県教育委員会において、円滑に実施されることが必須である。そのためには、必要な条件整備等を進めるため、教員免許についての基礎的なデータ収集や教員免許管理システムの開発に向けた調査研究等を実施することが必要不可欠である。また、更新制の円滑な導入のため、教員免許状所持者や教育委員会等の教育関係者を含め、広く国民に対して免許更新制の趣旨等の理解を図っていく必要がある。 なお、教員免許は国が法令で定める国家資格のため、今回のように大幅に制度改革を行うためには、国が全国統一的に行う必要がある。 | |
| ⑫効率性 | 免許更新制の導入に必要な事務体制を整備するにあたり、本事業の実施により、収集された教員免許に関するデータを基礎として、各教育委員会や課程認定大学等においては、事務体制の効率化を図ることが可能となる。また、免許事務の大幅な効率化を図るための免許事務管理システムの開発に向け、調査研究を実施する。 | |
| ⑬想定できる代 | 各都道府県ごとにそれぞれ独自に免許更新制導入に向けての条件整備を進める場合、 | |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>替手段との比較考量</p> | <p>例えば各県が有する教員免許に関する情報を各県ごとにばらばらに管理することとなり、統一的な情報管理が出来なくなるなど、必要な情報収集等のために膨大な事務量が発生することが想定される。</p> |
| <p>⑭ 有 指標・参考指標</p> | <p>本事業を通して、免許更新制を導入する事務体制が整った割合。</p> |
| <p>効 性</p> | <p>効果の把握の仕方 本事業の効果は、各県において免許更新制が円滑に導入できたかどうか、進捗状況のフォローアップや実施視察等を通じて把握する。</p> |
| | <p>得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠 本事業の導入により、全国で円滑に教員免許更新制が導入されるものと見込まれる。</p> |
| <p>⑮ 公平性、優先性</p> | <p>[政策の特性に応じて、必要により評価]</p> |
| <p>⑯ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等</p> | |
| <p>⑰ 備考</p> | <p>平成18年7月11日付け中央教育審議会答申「今後の教員養成・免許制度の在り方について」</p> |

教員養成・免許制度の改革など教員の資質能力の向上

○「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(平成18年7月11日 中教審答申)
教員が広く国民や社会から尊敬と信頼を得られる存在となるため、

1. 教職課程の質的水準の向上、2. 教職大学院制度の創設、3. 教員免許更新制の導入等について、提言。

教員に対する揺るぎない信頼を確立するための
総合的な改革を推進

教員養成・免許制度改革推進事業

平成19年度概算要求額
269百万円(新規)

全国的な教員免許管理システムの導入に向けての調査研究、教職実践演習等の定着を図るためのモデル事業及び教員免許更新制等の趣旨等を周知する広報事業を実施し、教員養成・免許制度改革を推進する。

- 教員免許管理システム導入に向けた調査研究
- 教員養成改革モデル事業
- 教員養成・免許制度改革広報事業

教員養成課程の質的向上推進事業

平成19年度概算要求額
107百万円(新規)

現在大学等において実施している教員養成課程について、事前の認定審査の充実、認定後の実地調査を充実や、是正勧告や認定取消を含めた事後評価機能の導入を図ることなどにより教員養成課程の質的水準向上を図る。

- 教員養成課程の実地状況調査・指導等
- 教職課程に係る事後評価機能の導入に係る調査研究
- 教職課程の認定審査等の充実

これらの取組により、大学における教員養成課程の充実、教員免許取得後も教員として必要な資質能力の維持・向上が図られる

魅力ある優れた教員の養成・確保の実現